

**いちき串木野市医師会立脳神経外科センター
介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション
重要事項説明書**

指定通所リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）」第147条の規定に基づき、指定通所リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

事業者名称	いちき串木野市医師会立脳神経外科センター
所在地 連絡先および 電話番号	鹿児島県いちき串木野市生福5391番地3 TEL 0996-32-9999 FAX 0996-32-0497
管理者	病院長 石丸浩一

2. ご利用事業所の設備概要

種類	公益社団法人
建物	鉄筋コンクリート造（RC造）3階建 敷地面積4296.19㎡ 延べ床面積3768.67㎡ 1階 受付、診察室、処置室、救急外来、厨房 2階 一般病棟 定員27名（回復室1室、ICU6室、 4人部屋3室2人部屋3室、1人部屋2室） 地域包括ケア病床 定員12名（4人部屋1室、2人部屋4室） 酸素室 3階 回復期リハビリテーション病棟 定員25名 （4人部屋5室、2人部屋2室、1人部屋1室） リハビリテーション室 272㎡ ST室3室
利用定員	40名
事業内容	脳神経外科、訪問看護ステーション 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。
運営の方針	- いちき串木野市医師会立脳神経外科センターが実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。 - 指定通所リハビリテーション等の実施に当っては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。 - 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
医師	常勤4人	常勤1名以上
理学療法士	2人以上(兼務)	病棟兼任1名以上
作業療法士	2人以上(兼務)	病棟兼任1名以上
言語聴覚士	1人以上(兼務)	病棟兼任1名以上
介護福祉士	2人	

5. 営業時間

営業日及び営業時間	- 月曜日から金曜日 午前9時00分～午後5時00分 - 土曜日 午前9時00分～正午12時00分 日曜日、国民の祝日及び年末年始等を除く。
-----------	--

6. 提供するサービス内容

- (1) 短時間通所リハビリテーション(1時間以上2時間未満)
- (2) 送迎サービス
- (3) 指定通所リハビリテーション等は、医学的管理のもとに要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

1) 目的

ADLの低下防止、QOLの維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善。

2) 訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練
- ⑤ 日常生活動作に関する訓練
- ⑥ 手段的日常生活動作に関する訓練
- ⑦ 自主訓練指導
- ⑧ 生活支援・相談援助

7. 利用料

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

1) 通所(介護予防)リハビリテーションサービス

○1回につき

退院時 共同指導加算	※退院後に当事業所を利用する予定があり、退院時カンファレンスに当スタッフが 参加し指導を行い、初回利用を行った場合 600円/回
---------------	---

2) 通所リハビリテーションサービス

○基本サービス料(1日につき)

※おおよその1割負担分の料金を記載しています。2割負担の場合はその倍額になります。

短時間通所リハ 1時間以上 2時間未満	要介護1 369円
	要介護2 398円
	要介護3 429円
	要介護4 458円
	要介護5 491円

○加算(1日につき)

※おおよその1割負担分の料金を記載しています。2割負担の場合はその倍額になります。

短期集中個別 リハビリテーション 実施加算	退院・退所又は認定日から起算して3月以内に、 個別リハビリテーションを集中的に実施した場合 110円 概ね週2回以上・1日合計40分以上
送迎がない場合	片道▲47円 利用料より減額します。
体制強化加算Ⅰ	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100分の70以上である。 22円
理学療法士等 提供体制加算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が専従かつ常勤で2名以上 配置している事業所 30円
移行支援加算	評価対象期間でリハビリテーションを行い、厚生労働省が定める基準に準じ利用者の 通所介護事業所等への移行を支援した事業所へ加算 12円

○加算(1月につき)

※おおよその1割負担分の料金を記載しています。2割負担の場合はその倍額になります。

口腔機能向上加算	150円 ※口腔機能が低下しているまたはそのおそれのある利用者のみ医師の指示を受けた 言語聴覚士または看護師が口腔機能改善管理指導計画を作成・実施し、記録・評価・見直し等 を行っている場合、月2回を限度に48ヶ月内
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	ADL(日常生活動作)・IADL(手段的日常生活動作)・社会参加などの生活行為の行為に焦点を 当てたりハビリテーションを実施した場合1,250円 開始月より6月以内の期間に行われた場合
介護職員処遇 改善加算Ⅲ	所定単位数の6.6%を加算

3) 介護予防通所リハビリテーションサービス

○基本サービス料・減算(1月につき)

※おおよその1割負担分の料金を記載しています。2割負担の場合はその倍額になります。

基本サービス	要支援1 2,268円 要支援2 4,228円
減算	12ヶ月を超えてリハビリを行った場合 要支援1 ▲120円 要支援2 ▲240円

○加算(1月につき)

※おおよその1割負担分の料金を記載しています。2割負担の場合はその倍額になります。

口腔機能向上加算	150円※口腔機能が低下しているまたはそのおそれのある利用者のみ 医師の指示を受けた言語聴覚士または看護師が口腔機能改善管理指導計画を作成・実施し、記録・評価・見直し等を行っている場合
生活行為向上リハビリテーション 実施加算	ADL(日常生活動作)・IADL(手段的日常生活動作)・社会参加などの生活行為の行為に焦点を当てたり ハビリテーションを実施した場合 562円 開始月より6月以内の期間に行われた場合
サービス提供 体制強化加算Ⅰ	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100分の70以上である。 要支援1 88円 要支援2 176円
介護職員処遇 改善加算Ⅲ	所定単位数の6.6%を加算

1) 介護保険の支給限度額を超えるサービス
利用料は利用者の全額自己負担となります。

いちき串木野市外への送迎	いちき串木野市外の方の利用時のみ300円/回
オムツ代	オムツ・尿パット等お貸した場合、現品で返品していただきます。

8. 苦情申立窗口

ご利用者 ご相談窓口	担当者	浦底まゆみ(理学療法士)
	窓口	月～土 8:30～17:30 電話番号 (0996)32-9999

【主治医】 病院名 _____
所在地 _____
氏 名 _____
電話番号 (_____) _____

【緊急連絡先】氏名(続柄) _____ ()
住所 _____
電話番号 () - _____

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示して下さい。

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、

☐ 甲1 に

☐ 甲2 に

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

(乙) 事業者

事務所所在地 〒896-0078

鹿児島県いちき串木野市生福5391番地3

事業所名 いちき串木野市医師会立脳神経外科センター

代表者名 病院長 石丸 浩一 (印)

説明者 所属

氏名 (印)

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(甲1) 利用者 住所

氏名 (印)

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名 (印)

いちき串木野市医師会立脳神経外科センター
通所リハビリテーション

平成30年8月1日 改訂

平成30年11月1日 改訂

平成31年1月4日 改訂

平成31年4月1日 改訂

令和元年5月1日 改訂

令和元年10月1日 改訂

令和3年4月1日 改訂

令和4年4月1日 改訂

令和6年6月1日 改訂